

|                  |       |
|------------------|-------|
| 職業安定分科会(第 209 回) | 資料1-2 |
| 令和6年 12 月 13 日   |       |

**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案等の概要**



# 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱（職業安定法施行令の一部改正関係）等

## 1. 制度の概要

- 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 5 条の 6 第 1 項において、職業紹介事業者等に対し、求人の全件受理の義務を課しているところ、同項第 3 号において、政令で定める労働に関連する法律の規定に違反し、公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みについては受理しないことができることが規定されている。
- 違反した場合に求人不受理にできる対象条項は職業安定法施行令（昭和 28 年政令第 242 号。以下「安定令」という。）、対象となるケースは職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）において規定している。

### <求人不受理の対象となる主な場合>

- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）  
⇒過去 1 年間に 2 回以上、同一条項違反で是正指導を受けた場合：是正後 6 か月経過まで不受理  
送検・公表された場合：送検後概ね 1 年経過まで不受理

- ・職業安定法
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育介法」という。）  
⇒法違反の是正を求める勧告等に従わずに公表された場合：是正後 6 か月経過まで不受理

## 2. 改正内容

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、育介法に以下の改正が行われることから、安定令について、これらの規定に違反し、是正を求める勧告に従わずに公表された場合についても求人不受理とすることができる対象（※）に追加する。

### 資料 1-1 別紙 1

- ① 労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たことを理由とした不利益取扱いの禁止

### 資料 1-1 別紙 2

- ② 労働者から確認された就業に関する条件に係る意向の内容を理由とした不利益取扱いの禁止
- ③ 柔軟な働き方を実現するための措置（3 歳から小学校就学までの子を養育する労働者に対する始業時刻等の変更等の措置）の実施義務
- ④ 事業主が講じた柔軟な働き方を実現するための措置に係る申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止

（※現時点で求人不受理の対象条項となっている規定）

育介法に規定されている全ての休業・休暇制度等の申出等があった場合に、事業主は拒むことができない旨を定める規定

- ・育児休業、出生時育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇並びに育児及び介護の所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限。

育介法に規定されている全ての休業・休暇制度等をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止を定める規定

- ・育児休業、出生時育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇並びに育児及び介護の所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限、妊娠又は出産等の申出、所定労働時間の短縮措置等、職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する相談等。

育介法第 9 章に規定する事業主が講ずべき措置等のうち、その措置を義務付ける全ての規定

- ・所定労働時間の短縮措置等、職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等、労働者の配置に関する配慮。

### 3. 施行期日等

- 公布日 : ① : 令和7年1月中旬(予定)  
②、③、④ : 令和7年4月中旬(予定)
- 施行期日 : ① : 令和7年4月1日  
②、③、④ : 令和7年10月1日